

政策会議付議事案書（令和7年10月17日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

事案名	ゼロカーボンな暮らし創出加速化に係る補助制度の創設について	有 資料 無
目的・必要性	<p>本市では、2050年ゼロカーボンシティ実現のため、令和4年度に策定した「秦野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、市域内から排出されるCO2排出量を令和12年度までに、平成25年度に比べ46%削減（865千t-CO2から470千t-CO2）することを目標とし、その達成に向け、地域脱炭素化の取組を進めています。</p> <p>しかし、民生家庭部門における目標削減率が66%（189千t-CO2から64千t-CO2）と非常に高い中、これまで増減を繰り返しながら令和4年度時点で約16%（147千t-CO2）削減に留まっています。市民一人ひとりの地球温暖化対策への一層の意識向上やライフスタイルの変容を促すとともに、家庭におけるエネルギーの効率化や再生可能エネルギーへの転換が求められます。また、気候変動による災害の激甚化等に対応するため、自立分散型のエネルギーシステムを構築することは、地域の防災力を高めることにつながります。</p> <p>さらに、エネルギーにかかる費用の削減や補助金の交付について、OMOTANコインを活用することで、地域経済の活性化にも寄与することができます。</p> <p>これらの課題の解決を加速度的に促進するため、5年間の集中型補助制度を創設するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>令和7年2月 令和7年3月第1回定例月会議に令和7年度当初予算案を上程</p> <p>事業者向けLED照明工事に対する補助（4,000千円）を計上</p> <p>4月 秦野市地球温暖化対策推進本部にて、令和8年度補助制度創設案の概要について報告</p> <p>9月 秦野市地球温暖化対策推進本部幹事会にて、補助制度の創設について協議</p> <p>10月 秦野市地球温暖化対策推進本部にて、補助制度の創設について協議</p>	

決定等を要する事項	<p>次の内容で、ゼロカーボンな暮らし創出加速化に係る補助制度を創設すること。</p> <p>1 民生家庭部門におけるCO₂排出削減を促すため、設備等の導入費用を補助すること。</p> <p>2 補助対象となる項目は以下のとおり決定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅用太陽光発電システム (2) 住宅用蓄電システム (3) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム (4) ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) (5) V2H (ブイ・ツー・エイチ) (6) 電気自動車 (EV) (7) LED (8) 移住定住加速化 (9) 薪 <p>3 補助額は2に掲げる項目について、それぞれ以下のとおり決定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅用太陽光発電システムは、1 kW当たり2万円とし、上限を10万円 (5 kW) とする。 (2) 住宅用蓄電システムは、1 kW当たり1万円とし、上限を5万円 (5 kW) とする。 (3) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムは、1台当たり5万円とする。 (4) ZEHは、1件当たり45万円とする。 (5) V2Hは、1件当たり5万円とする。 (6) 電気自動車は、1台当たり15万円とする。 (7) LEDは、LED化のために要する経費 (設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。) の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。 (8) 新築の戸建て住宅において、住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システムの同時設置やZEHを建築した際に、1件当たり10万円を加算する。 (9) 薪は、1束 (8 kg) 当たり100円とする。 <p>4 補助対象者は、本市に住民登録がある個人もしくは法人とし、その区分は2に掲げる項目に沿って、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (1)から(4)及び(8)は、個人を対象とする。 (2) (5)、(6)は、個人または法人とする。 (3) (7)、(9)は、法人を対象とする。
今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月第1回定例月会議に令和8年度当初予算案を上程</p> <p>4月 ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金交付要綱 (仮称) の施行</p> <p>民生家庭部門を中心とした脱炭素を加速度的に促進するため、啓発事業や環境教育事業を継続して進める。</p>

2050年ゼロカーボンシティの実現の達成に向け、地球温暖化対策実行計画に基づき、脱炭素化を加速させるために、5年間の集中型の補助制度を創設し、民生家庭部門を中心とした脱炭素を加速度的に推進する。

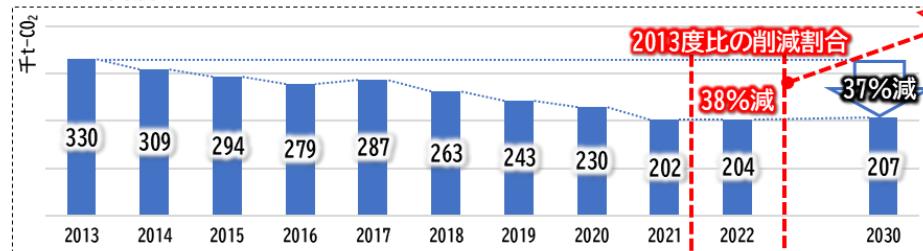
1 二酸化炭素排出量の推移

地球温暖化対策実行計画に基づく2030年度における二酸化炭素排出削減目標（令和12年度（2030年度）▲46%（平成25年度（2013年度）比）については、2013年度比で24.0%の削減をしているが、民生家庭部門については、国の基準に合わせ高い目標を設定しており、今後、より一層強力な施策展開が求められる。

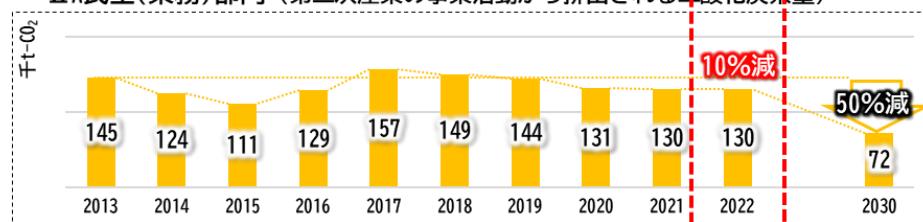
■区域施策編（秦野市域）における部門別削減量及び吸收・固定化量の推移

I 排出抑制策

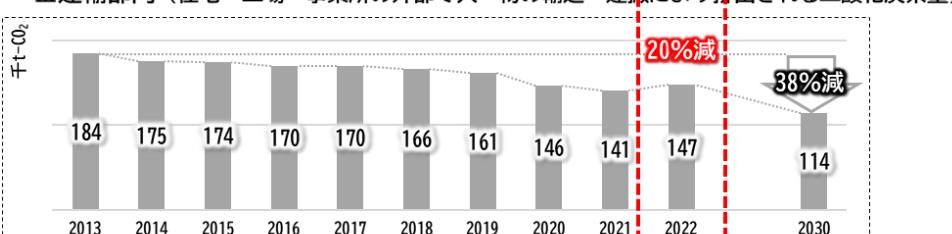
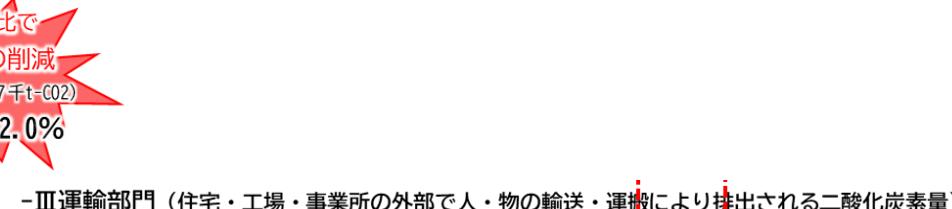
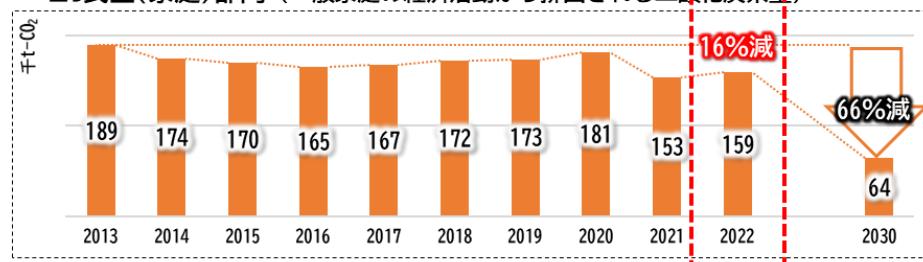
- I 産業部門（第一次及び第二次産業の事業活動から排出される二酸化炭素量）



- II A 民生（業務）部門（第三次産業の事業活動から排出される二酸化炭素量）



- II B 民生（家庭）部門（一般家庭の経済活動から排出される二酸化炭素量）



II 吸收・固定化策

α…吸收・固定化策に係るKPI（右表）及びその他
市域全体で実施する整備（面積等）を国等が公
表する簡易的推計手法に當てはめ算出したもの

2 課題等の整理について



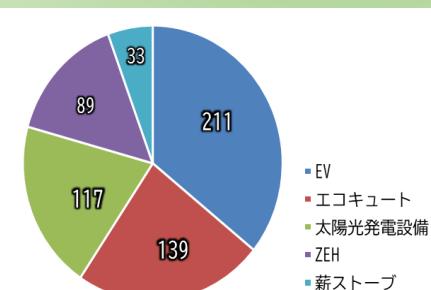
●住宅太陽光発電の買取価格の優遇
新築住宅への太陽光発電設備の設置を普及するため、事業者太陽光発電よりも買取価格(19円/kWh)を高く設定(24円/kW)

●地域資源の活用
広葉樹整備事業による木材の供給量に伴う、木質バイオマスの需要側の創出

●太陽光発電システム補助における他事例の執行状況
・神奈川県… R7年度分が申し込み多数により6/19に受付終了(秦野市民申請件数 19件)
・鎌倉市… R6年度: 10月に受付終了(年々予算を増額)

●令和5年度地域脱炭素推進事業における家庭用省エネ機器の補助要望に関するアンケート結果

<アンケート内容>
・今後、創設してほしい補助金制度は何ですか。



※アンケート結果(総数: 589件、複数回答可)

- 2050年ゼロカーボンシティ実現
- 地域レジリエンスの向上
- 市民の環境意識・生活の質の向上
- 吸収源の拡大 + みどりの持つ機能の強化

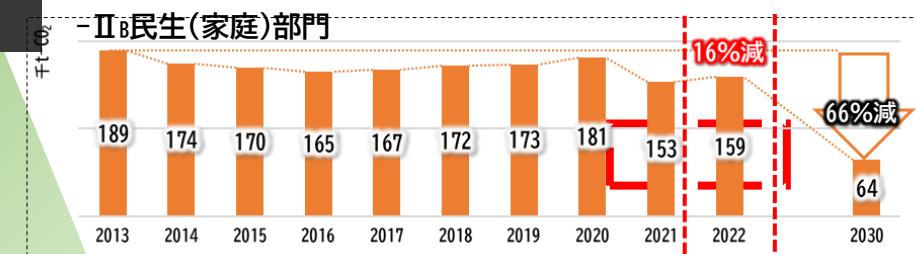
- 民生部門の二酸化炭素排出削減(約2,500t-CO2)
- 省エネ機器の導入推進
- 地域通貨発行数の増加(約2,500万円)
- 木材消費量の増加(120t)

● 県実施補助の切り替え

県実施の太陽光発電設備等への補助制度は、今後、**各自治体の補助制度に上乗せする方法への変更**を検討。
⇒本市としての補助制度がなければ、市民は補助を受けることができない。

● CO2排出削減の加速化

「民生家庭部門」に対して効果が見える脱炭素施策の充実



● 吸収源の拡大

※吸収・固定化策に係るKPI(右表)及びその他市域全体で実施する整備(面積等)を国等が公表する**簡易的推計手法**に当てはめ算出したもの



3 補助制度の概要【令和8年度から12年度までの5年間で実施。総額：4,250万円】



① LED 【事業者のみ、40万円/件】 : **400万円(10件想定)** 【補助率:1/2】

△ 78.6t- CO₂

②薪補助【100円/束】 : **10万円(1,000件想定)**

△ 14.5t- CO₂

※バイオマス産業都市構想に掲げる短期プロジェクト

③住宅用太陽光発電システム【2万円/kW・上限5kW】 : **300万円(30件想定)**

【定額】

△ 1,269t- CO₂

④住宅用蓄電システム【1万円/kW・上限5kW】 : **150万円(30件想定)**

【補助率:定額】

△ 292.5t- CO₂

⑤家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム【5万円/台】 :
: **50万円(10件想定)** 【補助率:定額】

都市ガスやLPガスから水素を取り出し、
空気中の酸素と反応させ発電し、その際に
生じる熱を給湯などに利用するシステム

△ 318t- CO₂

⑥ZEH【45万円/軒】 : **90万円(2件想定)**

【補助率:定額】

△ 525t- CO₂

Vehicle to Home
電気自動車と家の間で電気の双方向のや
り取りを可能にするシステム

⑦V2H【事業者を含む】 : **25万円(各5件想定)**

【補助率:定額】

前提条件を必要と
するため未記載

⑧EV【事業者を含む】 : **75万円(各5件想定)**

【補助率:定額】

★移住・定住促進加算「新築戸建て・分譲マンションへの導入(②を除く)」【10万円/件】 : **50万円**
【太陽光発電・蓄電池同時設置、ZEH】 (5件想定)

△ 2,497.6t- CO₂

(一般家庭の約1,000世帯分)

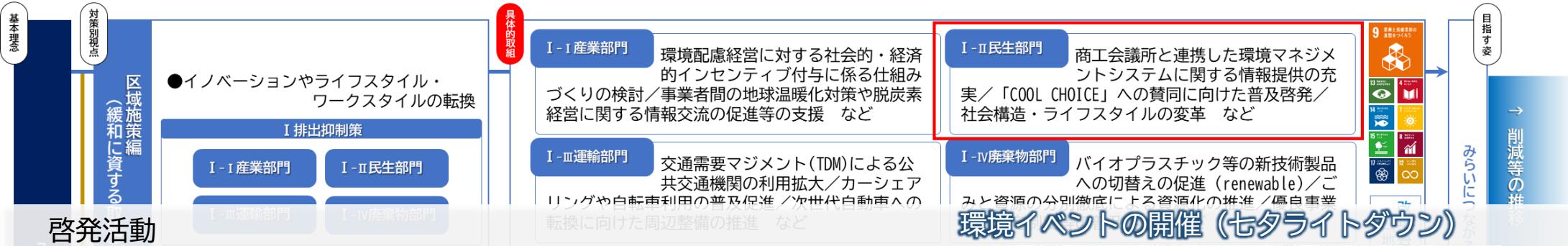
net Zero Energy House
高省エネルギー性能
によりエネルギー消
費量を減らし、太陽光
発電によりエネル
ギーを創ることで、使
うエネルギーを創る
エネルギーで貯う家



市名	太陽光発電	蓄電池	エネファーム	ZEH	V2H	EV	民生家庭部門の排出推移 (千t-CO2)		
							2013年	2022年	削減率
横浜※1	15,000円分/kW (上限:4kW)※1	150,000円分/戸	30,000円分/戸	—	100,000円分/戸	100,000円分/戸	5,009	4,402	12.1%
川崎	40,000円/件	100,000円/kWh (上限:300,000円)	—	250,000円/戸	—	—	2,138	1,701	20.4%
横須賀	(重点)	(重点)	—	—	—	50,000円/件	565	425	24.8%
鎌倉	10,000円/kW (上限:50,000円)	40,000円/件	40,000円/件	50,000円/件	20,000円/件	20,000円/台	245	213	13.1%
逗子	150,000円(上限)		50,000円	500,000円(上限)	200,000円(上限)	—	81	74	8.7%
三浦	(重点)	(重点)	—	—	—	—	61	50	18.0%
相模原	80,000円/件	200,000円/件	—	300,000円/件	200,000円/件	— (水素あり)	1191	980	17.7%
厚木	10,000円/kW (上限:60,000円)	50,000円/件	50,000円/件	100,000円/件	50,000円/件	200,000円/台	320	249	22.2%
大和	10,000円/kW (上限:40,000円)	30,000円/件	—	—	—	—	325	286	12.0%
海老名	20,000円/kW (上限:200,000円)	70,000円/件	60,000円/件	—	30,000円/件	150,000円/台	173	158	8.7%
座間	10,000円/kW (上限:40,000円)	40,000円/件	—	—	—	—	177	160	9.6%
綾瀬	10,000円/kW (上限:30,000円)	50,000円/件	50,000円/件	50,000円/件	50,000円/件	30,000円/台	109	97	11.0%
平塚	50,000円/kW (上限:200,000円)	※太陽光発電と同時 購入で50,000円	補助率1/2以内 (上限:600,000円)	200,000円/件	補助率1/2以内 (上限:500,000円)	—	338	304	10.1%
藤沢	15,000円分/kW (上限:50,000円)	—	50,000円/件	—	—	50,000円/台	588	527	10.4%
茅ヶ崎	—	—	—	—	—	—	307	282	8.2%
伊勢原	—	—	—	100,000円/件	—	—	129	119	7.8%
小田原	—	50,000円/件	30,000円/件	100,000円/件	50,000円/件	—	256	226	11.7%
南足柄	20,000円/kW (上限:100,000円)	20,000円/kW (上限:50,000円)	—	100,000円/件	—	100,000円/台	53	46	13.2%
秦野	—	—	—	—	—	—	189	159	15.9%

※1 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業への参加が必要で、補助はキャッシュレスポイントでの還元

- 秦野市は、森林里山や名水などの誇るべき地域資源、さらには「森・里・川・海」の自然的なつながりをもたらす地域特性を、未来の世代に良好な姿のまま引き継げるよう、二酸化炭素の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指す『2050年ゼロカーボンシティ』への挑戦を表明。
- その具現化のため、各種の環境課題の解決策を「ひとごと」とすることなく「じぶんごと」として捉える“市民・事業者・行政の誰もが主役”となって取り組む姿勢を「みんなごと」と定義し、その姿勢を未来につないでいけるよう『みんなごとを未来へ』を施策体系の基本理念に掲げた『秦野市地球温暖化対策実行計画』を策定した。



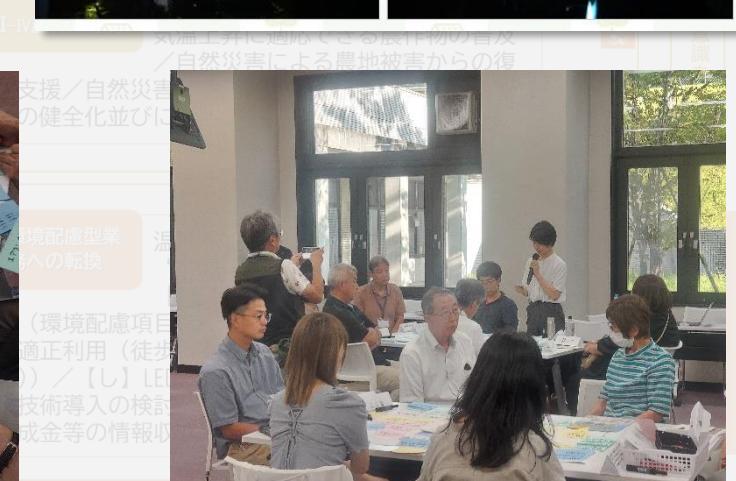
啓発活動



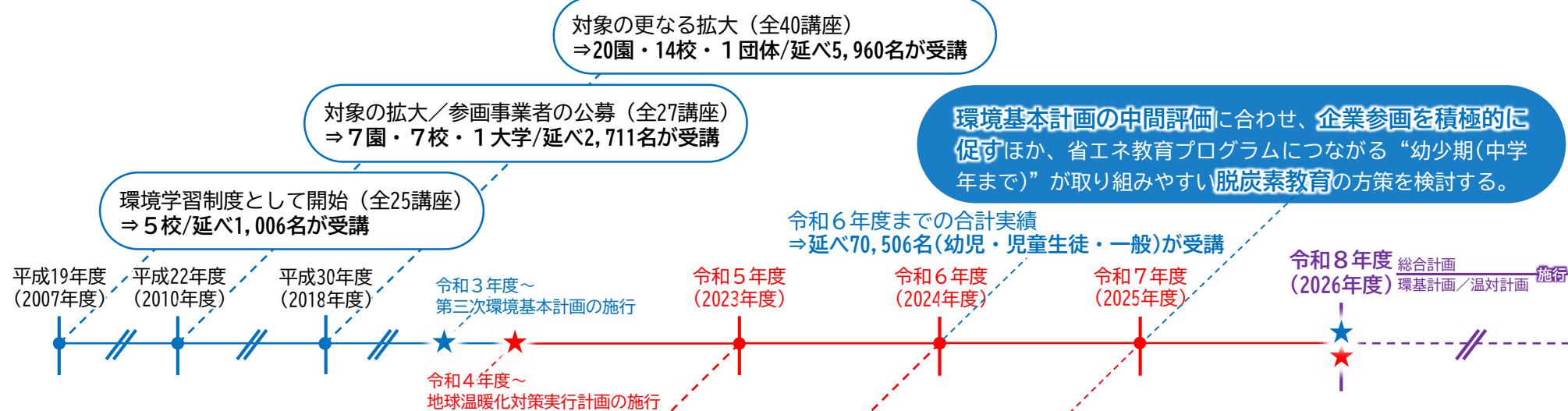
脱炭素はだの市民会議の開催 (ゼロ予算)



「はだのde脱炭素」の開設



■はだのエコスクール



■効果定量型省エネ教育プログラム

●実績

年度	実施校数（校名）	受講児童・生徒数	指導者養成講座※受講教員数（校数）
2023	4（未広小学校／大根小学校／西小学校／東中学校）	445	24（13校）
2024	3（大根小学校／西小学校／渋沢小学校【新規】）	295	13（5校）
2025	3（大根小学校／渋沢小学校／南が丘小学校【新規】）	275	9（3校）

●実施計画（目標）

◆全小学校で実施し、「ふるさと科」のカリキュラムに位置付けるなど、秦野ならではの教育として、省エネ教育の「面の展開」を推進し、未来につなげる施策を実施する。

※ 1人当たり二酸化炭素削減効果=3.6t-CO₂×5.1%=0.1836t-CO₂

年度	導入校数	新規参加者数	累計参加者数	秦野市内の子有世帯数における累計参加者割合（%）	新規参加者による各年度CO ₂ 排出量削減効果（t-CO ₂ ）	累計参加者による各年度CO ₂ 排出量削減効果（t-CO ₂ ）
2023	4	445	445	1.6	81.7	81.7
2024	3	295	740	2.7	54.2	135.9
2025	3	275	1,015	3.7	50.5	186.4
2026	13	1,111	2,126	7.6	204.0	390.3
2027	13	1,004	3,130	11.3	184.3	574.7
2028	13	926	4,056	14.6	170.0	744.7
2029	13	914	4,970	17.9	167.8	912.5
2030	13	798	5,768	20.7	146.5	1,059.0
合計	75	5,768	—	—	—	—

※1 総務省統計局「令和2年国勢調査・人口等基本集計」より、「夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯、夫婦・子供と両親から成る世帯（親を含まない）から成る世帯、夫婦・子供・親と他の親族から成る世帯」の合計数。

※2 秦野市教育委員会「秦野の教育 合和5年」とり、

※3 一度授業を受講した児童生徒は継続して省エネ行動に取り組んでいると仮定。

環境基本計画の中間評価に合わせ、企業参画を積極的に促すほか、省エネ教育プログラムにつながる“幼少期（中学年まで）”が取り組みやすい脱炭素教育の方策を検討する。

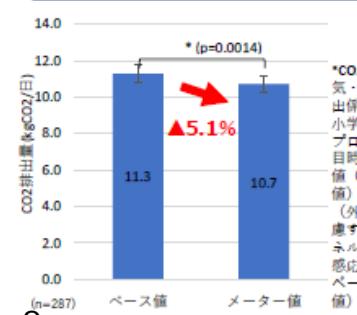
令和6年度までの合計実績
⇒延べ70,506名（幼児・児童生徒・一般）が受講

これまでの成果や反省等を検証の上、面的な広がりを含めた今後の有効且つ持続的な実施方法について、教育委員会との連携により検討している。

●プログラムの概要・効果

ナッジ（Nudge【動詞】）とは、より望ましい行動がとれるよう人を後押しするアプローチのこと。

「主体的、対話的、深い学び」であるアクティブラーニング、気付きから自発的行動を促すナッジ、行動変容ステージモデルなど、行動科学の先進的な知見が使われていることが特徴であり、本省エネ教育を受講することで、5.1%のCO₂削減効果が見込めるプログラムです。

省エネ教育後のCO₂削減効果（電気・ガス合計）

SDGsと省エネ教育の関連

本プログラムは17項目中5項目に焦点を当てています。



人づくり＆カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を目指す

第三次環境基本計画「恵み豊かな環境を共にはぐくみ 未来へみんなことを未来へ」
地球温暖化対策実行計画「みんなことを未来へ」

1 財源 ⇒ 市単独事業（自主財源）（5年 4,250万円）での実施。

財源については、これまでのカーボンニュートラル事業におけるコスト削減を充てることで、カーボンニュートラル事業の前進を図る。

CN事業の10年間削減益（推計） 174,103 千円（10年間）

① 小中学校のLED化事業（推計）

（単位：千円）

項目		初年度 (R5)	2年目 (R6)	3年目 (R7)	4年目 (R8)	5年目 (R9)	6年目 (R10)	7年目 (R11)	8年目 (R12)	9年目 (R13)	10年目 (R14)	合計
①リース経費	小学校：13校【A】	12,117	12,117	12,117	12,117	12,117	12,117	12,117	12,117	12,117	12,117	237,590
	中学校：9校【B】	11,642	11,642	11,642	11,642	11,642	11,642	11,642	11,642	11,642	11,642	
小計【C】A+B		23,759	23,759	23,759	23,759	23,759	23,759	23,759	23,759	23,759	23,759	
②共通事項	電力使用料(R4, 蛍光灯比▲)【D】	38,595	38,595	38,595	38,595	38,595	38,595	38,595	38,595	38,595	38,595	385,950
LED切換えに係る投資対効果額【E】Dの累計		38,595	77,190	115,785	154,380	192,975	231,570	270,165	308,760	347,355	385,950	
LED切換えに係る投資対効果額【E'】D-C+前年度削減益の累計 └対フルコスト（R5以降の電力使用料を算入）		14,836	29,672	44,508	59,344	74,180	89,016	103,852	118,688	133,524	148,360	

★2030年度

設備投資後10年間

の削減益【E】： 148,360

② 太陽光発電の導入（浄水管理センターへのPPA方式）

（単位：千円）

項目		初年度 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)	6年目 (R12)	7年目 (R13)	8年目 (R14)	9年目 (R15)	10年目 (R16)	小計
①電力使用料…10%（社会情勢等を反映）【A】		13,177	13,177	13,177	13,177	13,177	13,177	13,177	13,177	13,177	13,177	131,770
②電力メニューの切換えによる使用料（社会情勢反映値△-△）【B】※1 …26%		29,473	30,876	32,280	33,683	35,087	36,490	36,490	36,490	36,490	36,490	343,849
③未変換（残り）の電力メニューによる使用料（同上△-△）【C】※2 …64%		100,793	99,517	98,242	96,966	95,690	94,414	94,414	94,414	94,414	94,414	963,278
小計【D】①A+B+C		143,443	143,570	143,699	143,826	143,954	144,081	144,081	144,081	144,081	144,081	1,438,897
④現行契約の電力メニューによる使用料（同上△-△）【E】		144,825	144,825	144,825	144,825	144,825	144,825	144,825	144,825	144,825	144,825	1,448,250
PPA導入 & 電力切換えに係る投資対効果額【F】E-D		1,382	1,255	1,126	999	871	744	744	744	744	744	

★2030年度

設備投資後10年

間の削減益： 9,353

※1_現行20%から、年1%ずつ段階的に割合を増加

※2_現行80%（実質70%＊）から、段階的に割合を減少

└太陽光発電(①)を除くため

③ リバースオークション方式の採用（R8～）

（単位：千円）

項目		初年度 (R8)	2年目 (R9)	3年目 (R10)	4年目 (R11)	5年目 (R12)	6年目 (R13)	7年目 (R14)	8年目 (R15)	9年目 (R16)	10年目 (R17)	小計
①現行契約による使用料（R6.7～R7.6実績より）【A】		22,302	22,302	22,302	22,302	22,302	22,302	22,302	22,302	22,302	22,302	223,020
②リバースオークションでの使用料【B】		20,663	20,663	20,663	20,663	20,663	20,663	20,663	20,663	20,663	20,663	206,630
リバースオークション実施による効果額【C】A-B		1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	

・市庁舎における電気使用量をもとに算出。

設備投資後10年

間の削減益： 16,390

★2030年度

秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が令和3年2月に行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、持続可能な地域の創造を目指して地域脱炭素の実現及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化創出加速化補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、秦野市補助金交付要綱（昭和53年規則第2号（以下「規則」という。））に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) **Z E H (ゼッチ)** 外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅。
- (2) **P P A** 住宅の居住者との契約に基づき、所有権を有し、又は所有権を留保した太陽光発電システムを当該所有者に設置に係る費用を負担されることなく当該住宅等に設置し、運用及び保守を行うとともに、当該太陽光発電システムから供給された電力を当該居住者に一定期間において販売する事業をいう。
- (3) **P P A事業者** 申請者に対してP P Aにより電気を供給する事業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 補助の区分ごとに別表1に規定する要件を満たしていること。
- (2) 申請日現在において本市が徴収する税又は料の滞納がないこと。
- (3) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引、その他の関係を通じてその事業活

動に支配的な影響力を有している者でないこと。

(4) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定め、補助金額は別表2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る設備を設置する前（当該設備が設置された住宅を購入する場合は、その引渡し前）に秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化交付申請書（第●号様式）及び別表3に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付申請期間)

第6条 補助金の交付申請期間は、当該年度の2月15日までとする。ただし、同日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果を秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金（交付・不交付）決定通知書（第●号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金変更申請書（第●号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又はこれに係る経費等に変更が生じたとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の適否及び交付決定額の変更についてを決定し、その結果を秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化進補助金変更（承認・不承認）通知書（第●号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業を中止しようとする場合は、秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金中止届出書（第●号様式）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届け出を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化進補助金交付決定取消通知書（第●号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 9 条 申請者は、第 8 条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金交付請求書（第●号様式）を別表 3 に掲げる請求期限までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときから 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（交付の取消）

第 10 条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 別表 2 に掲げる交付決定または認証が取り消されたとき。

（財産の処分の制限）

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した当該住宅を秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金財産処分承認申請書（第●号様式）による市長の承認を受けないでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金財産処分に係る返納申出書（第●号様式）を市長に提出し、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別表 4 に掲げる期間を経過した場合は、この限りではない。

(財産の処分の決定)

第12条 市長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その結果を秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金財産処分審査結果通知書（第●号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前条ただし書きの補助金返納の申し出があつたときは、財産処分に係る秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金財産処分に係る返納期限等通知書（第●号様式）により、申出書に対して通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

別表 1

No	補助区分	対象者及び交付要件
1	Z E H	<p>【対象者】</p> <p>次の(1)～(3)の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 対象者は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅)の購入予定者となる個人とする。</p> <p>(2) Z E Hのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、市に対する必要な情報を提供すること。</p> <p>【交付要件】</p> <p>(1) から(3)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が以下の基準を満たすこと。</p> <p>(2) B E L S評価書(Z E Hマークが表示されたもの)の交付又は神奈川県の行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助(Z E H)」のZ E Hの交付決定を受けていること。</p> <p>(3) Z E Hの基準を満たすこと</p> <p>ア Z E Hロードマップにおける「Z E H」の定義を満たしていること</p> <p>(ア) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(U A値)以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 秦野市)</p> <p>(イ) 設計一美エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(ウ) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。</p>

		<p>(イ) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。</p> <p>イ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、「ZEH」であることを示す証書を取得すること。</p>
2	住宅用太陽光発電システム	<p>【対象者】 市内の住宅（戸建の専用住宅及び併用住宅（延べ床面積の過半が人の居住の用に供されるものに限る。）をいう。以下同じ。）もしくは太陽光発電設備を設置する個人</p> <p>【交付要件】 次の（1）～（2）の要件を満たしていること。 (1) 太陽光発電設備の導入方法が自己所有、P P A またはリースであること。 (2) 市内に設置されるものであること。</p>
3	住宅用蓄電システム	<p>【対象者】 市内の住宅に住宅用蓄電システムを設置する個人</p> <p>【交付要件】 次の（1）～（2）の要件を満たしていること。 (1) 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提として設備であること。 (2) 停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと。</p>
4	家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム	<p>【対象者】 市内の住宅に家庭用燃料電池コーチェネレーションを設置する個人</p> <p>【交付要件】 (1) 設備の出荷証明書（写し）もしくは保証書（写し）またはこれに代わるもの (2) 設備の設置状態を示すカラー写真（設備の全</p>

		体及び型式等が掲載されている銘板の写真
5	V 2 H	<p>【対象者】 市内の住宅に家庭用燃料電池コーチェネレーションを設置する個人</p> <p>【交付要件】</p> <p>(1) 設備の出荷証明書（写し）もしくは保証書（写し）またはこれに代わるもの</p> <p>(2) 設備の設置状態を示すカラー写真（設備の全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）</p>
6	電気自動車(EV)	<p>【対象者】 新たに電気自動車を購入する個人または事業者</p> <p>【交付要件】</p> <p>(1) 四輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器（電気自動車を急速に充電する機器で、一般の用に供するものをいう。）の利用が可能であること。</p> <p>(2) 道路運送車両法第9条に規定する登録が初めて行われる電気自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）で、補助対象者が所有又は使用すること。</p> <p>(3) 貸与を目的とした車両でないこと。</p> <p>(4) 使用の本拠の位置が市内であること。</p> <p>(5) 前年度の3月1日から当該年度の3月15日までに登録した車両であること。</p>
7	移住定住加速化	新築の戸建て住宅において、住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システムの同時設置をすることやZEHを建築した際に加算する。

別表 2

No	補助区分	補助額
1	Z E H	450,000 円／件
2	住宅用太陽光発電システム	20,000 円×太陽電池モジュールの最大出力値 (k W) を乗じて得た額 (上限 100,000 円)
3	住宅用蓄電システム	10,000 円×蓄電容量 (k W) (上限 50,000 円)
4	家庭用燃料電池コーチェネレーション	50,000 円／台
5	V 2 H	250,000 円／件
6	電気自動車 (E V)	150,000／台
7	移住定住加速化補助金	100,000 円／件

別表 3

No	補助対象	添付書類
1	共通	<p>(1) 秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金事業計画書（第2号様式）</p> <p>(3) 秦野市ゼロカーボンな暮らし創出加速化補助金に係る誓約書（第3号様式）</p>
2	Z E H	<p>(1) B E L S 評価書（Z E Hマークが表示されたもの）の写し又は神奈川県の行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助（Z E H）」の補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) Z E H建設に係る設計書及び建築工事請負契約書の写し</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるもの</p>
2	太陽光発電システム	<p>(1) 太陽電池モジュール製造番号</p> <p>(2) 発電設備の設置状態を示すカラー写真（住宅全体の写真。設置した太陽電池モジュールを確認できる写真。パワーコンディショナーの全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）</p> <p>(3) 導入機器のカタログ・仕様書</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p>
3	住宅用蓄電システム	<p>(1) 設備の出荷証明書（写し）若しくは保証書（写し）又はこれに代わるもの</p> <p>(2) 設備の設置状態を示すカラー写真（設備の全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）</p> <p>(3) 太陽光発電設備と接続していることが分かる書類（結線図等）</p>

4	家庭用燃料電池コーディネーション	(1) 設備の出荷証明書（写し）若しくは保証書（写し）又はこれに代わるもの (2) 設備の設置状態を示すカラー写真（設備の全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）
5	V 2 H	(1) 設備の出荷証明書（写し）若しくは保証書（写し）又はこれに代わるもの (2) 設備の設置状態を示すカラー写真（設備の全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）
6	電気自動車（E V）	(1) 申請者と所有者又は使用者が同一である自動車検査証の写し (2) 補助対象自動車購入に係る契約書又は注文書の写し (3) 補助対象自動車購入に係る申請者名義の領収書の写し又はこれに代わるもの (4) 補助対象自動車のカラー写真（全体、前、後。前・後は、ナンバープレートが確認できるもの） (5) 保管場所の現況写真 (6) 役員氏名一覧表（別紙様式）（法人の場合） (7) その他市長が必要と認める書類

別表 4

財産の種類	期間
住宅用太陽光発電システム	10 年
住宅用蓄電システム	6 年
家庭用燃料電池コーチェネレーション	6 年
Z E H	6 年
V 2 H	5 年
電気自動車 (E V)	4 年